

2025年1月6日

各位

会社名 株式会社メタプラネット  
代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ  
(スタンダード市場 コード:3350)  
問合せ先 IR部長 中川 美貴  
電話番号 03-6772-3696

**第三者割当により発行された第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況、大量行使、行使完了ならびに第4回普通社債及び第5回普通社債の繰上償還に関するお知らせ**

当社が2024年12月16日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、本日2025年1月6日において大量行使があったことで行使が全て完了いたしました。

なお、2024年12月及び2025年1月における月間行使状況につきましても下記のとおりお知らせいたします。

また、本日、当社は2024年12月17日付「第4回普通社債の発行及び今後の普通社債（私募債）の発行予定に関するお知らせ」および2024年12月20日付「第5回普通社債の発行に関するお知らせ」で開示いたしました当社発行の第4回普通社債および第5回普通社債の繰上償還を行いましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の2024年12月の月間行使について

①月間行使状況

1. 銘柄名	株式会社メタプラネット第12回新株予約権
2. 月初からの交付株式数	0株
3. 月初から行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	0個 (発行総数 29,000個に対する割合: 0%)
4. 前月末時点における未行使新株予約権数	29,000個 (2,900,000株)
5. 現時点における未行使新株予約権数	29,000個 (2,900,000株)

②月初からの行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予約権の個数 (個)
	新株式 (株)	移転自己株式 (株)		
2024年12月17日 (火)	-	-	-	-
2024年12月18日 (水)	-	-	-	-
2024年12月19日 (木)	-	-	-	-
2024年12月20日 (金)	-	-	-	-
2024年12月23日 (月)	-	-	-	-
2024年12月24日 (火)	-	-	-	-
2024年12月25日 (水)	-	-	-	-
2024年12月26日 (木)	-	-	-	-
2024年12月27日 (金)	-	-	-	-
2024年12月30日 (月)	-	-	-	-

※対象月の前月末時点における発行済株式数: 36,268,334株 (うち自己株式数: 83,231株)

③行使制限に関する状況（上場規程第 434 条に基づく行使制限の遵守状況）

(A) 全ての回数を合算した交付株式数	(B) 発行の払込日時点における上場株式数	(C) 行使制限に係る行使比率 (A/B)
0 株	36,268,334 株	0 %

※行使制限に係る行使比率は、小数点第 2 位を四捨五入しております。

2. 本新株予約権の 2025 年 1 月の大量行使及び月間行使について

①大量行使

1. 銘柄名	株式会社メタプラネット第 12 回新株予約権
2. 月初からの交付株式数	2,900,000 株
3. 月初から行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	29,000 個 (発行総数 29,000 個に対する割合：100.0%)
4. 前月末時点における未行使新株予約権数	29,000 個 (2,900,000 株)
5. 現時点における未行使新株予約権数	0 個 (0 株)

②月初からの行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予約権の個数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
1 月 6 日 (月)	2,900,000	—	3,288	29,000

※対象月の前月末時点における発行済株式数：36,268,334 株（うち自己株式数：83,231 株）

③行使制限に関する状況（上場規程第 434 条に基づく行使制限の遵守状況）

(A) 全ての回数を合算した交付株式数	(B) 発行の払込日時点における上場株式数	(C) 行使制限に係る行使比率 (A/B)
2,900,000 株	36,268,334 株	8.00%

※行使制限に係る行使比率は、小数点第 2 位を四捨五入しております。

④2025 年 1 月 6 日現在の払込総額、発行済株式総数、及び資本金計上の額

1. 払込総額	9,535,200,000 円
2. 発行済株式総数	39,168,334 株
3. 資本金の額	47 億 6760 万円

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024 年 11 月 28 日公表の「第三者割当による第 12 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 社債の繰上償還の概要

当社は、2024 年 12 月 17 日付「第 4 回普通社債の発行及び今後の普通社債（私募債）の発行予定に関するお知らせ」および 2024 年 12 月 20 日付「第 5 回普通社債の発行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、ともに償還期日 2025 年 6 月 16 日を期限とする総額 9,500,000,000 円の普通社債（第 4 回普通社債により 4,500,000,000 円、第 5 回社債により 5,000,000,000 円）を EVO FUND に全額割り当てておりましたが、この度、各社債の償還条項に基づき全額繰上償還することとなりました。なお、当償還原資は 2024 年 12 月 17 日付「資金使途の変更に関するお知らせ」および 2024 年 12 月 20 日付「（開示事項の経過）資金使途の変更に関するお知らせ」にて開示した資金使途に含まれております。

4. 今後の業績に与える影響について

当該社債はいずれも無利息のため、2025年12月期の連結業績に与える影響はございません。

以 上